

土方久元宛て伊藤博文書簡について
―「芳蘭帖」を中心に―

芳澤
直之

研究ノート——土方久元宛て伊藤博文書簡について——「芳蘭帖」を中心に——

芳澤 直之

はじめに

本稿の目的は、皇居三の丸尚蔵館収蔵の「芳蘭帖」に含まれる、土方久元宛て伊藤博文書簡を全て翻刻して紹介することである。

土方久元は、天保四年（一八三三）一〇月、土佐藩郷士・土方久用の長男として生まれ、尊王攘夷思想を説く土佐勤皇党に参加、後に三条実美の知遇を得て、八月十八日の政変では、「七卿落ち」に従うなど尊攘派として活動した。明治維新後は、侍補や宮内大臣そして枢密顧問官など宮中の要職を歴任した。しかし、宮中時代の土方久元を論じた専論は少なく、先行研究において、土方が言及される場面としては、立憲政体をめぐる宮中派と伊藤博文との論争であろう（註1）。この宮中派の動向については従来、佐々木高行や元田永孚らの関係文書が利用されてきたため、彼らが中心的に論じられてきた傾向があった。

土方久元は、伊藤博文より八歳年長で、大久保利通や西郷隆盛そして木戸孝允といった「維新三傑」に近い世代に属すが、官位上では、明治十年代頃から伊藤が土方より先に進んだ【表1】。儒教的価値感を持つ土方と欧州の立憲政体を構想する伊藤は、天皇の位置づけ、そして宮中と府中（政府）の関係をめぐって対立したが、明治二十四年（一八九二）二月、三条実美の死去を契機に、土方は伊藤寄りの姿勢を強めた（註2）。後述するように、本帖で伊藤書簡は最多であることから、土方は宮中派の中でも伊藤に近い関係にあったとの証左と言えよう。

こうした土方の政治的スタンスを明らかにするには、基本文献として、東京都立大学図書館が所蔵する「土方久元日記」が挙げられるが（註3）、土方宛ての書簡は、同大学図書館、国立国会図書館憲政資料室、宮内庁書陵部にわずかながら分蔵されている【表2】。逆に土方書簡は国立国会図書館憲政資料室などで所蔵されている。これら点在する史料と当館収蔵の土方宛て書簡を統合的

に分析することで、土方久元を軸に論じることが可能になり、また明治政治史の研究基盤を整備することにつながると思われる（註4）。そこで、本稿では、その試みとして、本帖の装丁等を紹介した上で、伊藤博文書簡全二十一通を翻刻し解題を付すことで、研究に資することを期したい。

一、「芳蘭帖」について

本帖は、外題に「芳蘭帖」とのみ表記されているが、内容は書画帖ではなく、土方久元宛ての書簡

及び嘉仁親王から下賜された漢詩、計二〇二通が収められた「土方久元関係文書」である【表3】。本帖は、甲・乙・丙・

丁・戊の全五帖から成り、装丁は折本装、表紙と裏表紙は蜀江文風の綾裂、寸法は縦四四・〇、横五四・五、厚二・三、三・二（cm）、各帖の表紙中央に貼付された絹地の題箋に「芳蘭帖」及び「甲」から「戊」がそれぞれ墨書され、仕立ては全帖に共通する【図1】。



図1 伊藤博文書簡が収められた乙巻の表紙

【表1】 土方久元・伊藤博文履歴年表

年代	土方久元	伊藤博文	備考
天保4年(1833)	10月16日、土佐にて生まれる		
天保12年(1841)		9月2日、長州にて生まれる	
明治元年(1868)	9月3日、御東幸御用掛に任ず 同日、従五位下に叙す	5月6日、従五位下に叙す 5月23日、兵庫県知事に任ず	7月17日、江戸を東京と改め、鎮台府廃止し、鎮将府設置
明治2年(1869)		7月18日、大蔵少輔に任ず	
明治3年(1870)		閏10月3日、米国差遣(～明治4年5月9日)	
明治4年(1871)	7月29日、枢密大史に任ず 8月10日、大内史に任ず 12月8日、正五位に叙す	7月28日、租税頭に任ず 9月20日、工部大輔に任ず 11月12日、岩倉使節団副使を命ぜられる	
明治8年(1875)	9月22日、大史に任ず	7月3日、法制局長官に任ず	1月～2月、大阪会議(政体につき協議)
明治10年(1877)	8月29日、一等侍補に任ず	2月6日、大和京都市幸に供奉す	2月15日、西南戦争勃発(～10月24日)
明治11年(1878)	12月24日、侍補改置、宮内少輔に任ず		12月24日、侍補の官等を勅任とする。
明治12年(1879)	10月13日、侍補廃止	2月19日、法制局長官を免ず	9月29日、教育令発布
明治13年(1880)		2月28日、内務卿兼任を免ず	4月8日、国会期成同盟の請願書提出
明治14年(1881)	5月7日、内務大輔兼宮内省御用掛に任ず 7月16日、勲二等を賜る 7月20日、従四位に叙す	10月21日、参事院議長を兼任す	10月11日、明治14年の政変により大隈重信追放 10月12日、開拓使官有物払下の中止公表 同日、国会開設の詔が出される
明治16年(1883)		3月13日、特派全権大使として露国へ差遣 (アレキサンドル三世戴冠式参列のため) 8月4日、露国より帰朝 12月1日、外務卿代理に任ず	
明治17年(1884)	7月17日、子爵授爵 12月16日、参事院議官兼内閣書記官長に任ず	3月17日、制度取調局長 3月21日、宮内卿を兼任す 7月7日、伯爵授爵 12月27日、従三位に叙す	3月21日、侍従職改組、侍従長・徳大寺実則就任 7月7日、華族令公布 8月27日、図書寮設置、図書頭・井上毅就任 10月3日、式部寮廃止、式部職新設
明治18年(1885)	8月9日、欧州差遣(～明治19年8月30日) 10月1日、正四位に叙す 12月22日、元老院議官に任ず	2月24日、特命全権大使として清国へ差遣 4月28日、清国より帰朝 12月22日、内閣総理大臣(第1次)兼宮内大臣に任ず	12月22日、太政官廃止、内閣制度発足
明治19年(1886)	9月3日、明宮御用掛、宮中顧問官に任ず 9月18日、明宮御教養向主任を命ぜられる	10月19日、従二位に叙す	2月5日、宮内次官・吉井友実就任
明治20年(1887)	7月26日、農商務大臣に任ず 9月17日、宮内大臣に任ず 10月19日、従二位に叙す 10月25日、叙勲一等に叙され、旭日大綬章を賜る	9月17日、宮内大臣(兼任)被免	
明治21年(1888)	5月10日、枢密顧問官を兼任す	2月1日、臨時外務大臣を免ず 4月30日、枢密院議長に任ず	
明治22年(1889)	10月5日、京都市幸に供奉す	10月30日、宮中顧問官に任ず 11月1日、元勲優遇	2月11日、大日本帝国憲法発布 2月12日、黒田清隆首相、超然主義演説
明治23年(1890)		10月24日、貴族院議長に任ず	7月1日、第1回衆議院議員総選挙 11月29日、第1回帝国議会開院式
明治24年(1891)		2月3日、皇室経済顧問を命ぜられる 6月1日、枢密院議長に任ず	
明治25年(1892)	10月20日、明治宝庫創設委員長に任ず	8月8日、内閣総理大臣(第2次)に任ず	2月15日、第2回衆議院議員総選挙、政府による選挙干渉
明治26年(1893)	3月9日、枢密顧問官兼任を免ず		
明治27年(1894)	9月8日、広島大本営行幸に供奉す	9月9日、広島大本営行幸に供奉す	3月9日、明治天皇・皇后大婚25周年祝典 8月1日、日清戦争開戦(日本、清国に宣戦布告)
明治28年(1895)	10月7日、伯爵陞爵	8月5日、侯爵陞爵 12月20日、正二位に叙す	4月17日、日清戦争終結(下関条約調印)
明治29年(1896)	10月10日、正二位に叙す		
明治30年(1897)	1月15日、大喪使次官を兼任す	5月4日、英国国王在位60周年記念式典参列 9月5日、英国より帰朝	
明治31年(1898)	2月9日、宮内大臣辞任す 同日、皇室経済顧問に任ず	1月12日、内閣総理大臣(第3次)に任ず	6月30日、第1次大隈重信内閣成立(隈板内閣)
明治32年(1899)	4月28日、故朝彦親王殿下御行実編輯委員長を命ぜられる 9月5日、帝室制度調査局副総裁に任ず	8月24日、帝室制度調査局総裁に任ず	
明治33年(1900)	6月23日、故朝彦親王殿下御行実編修結了 9月15日、帝室制度調査局総裁心得就任	9月14日、東宮輔導顧問、帝室制度調査局総裁、皇室経済顧問を免ず 10月19日、内閣総理大臣(第4次)に任ず	9月15日、立憲政友会結成
明治34年(1901)		5月10日、依願免官	
明治36年(1903)	7月16日、帝室制度調査局総裁を免ず 同日、勲一等桐花大綬章を賜る	7月13日、枢密院議長に任ず 7月16日、帝室制度調査局総裁、経済顧問併任す	
明治37年(1904)			2月10日、日露戦争開戦(日本、ロシアに宣戦布告)

年代	土方久元	伊藤博文	備考
明治38年(1905)		12月21日、韓国統監に任ず	9月5日、日露戦争終結(ポーツマス条約調印)
明治39年(1906)		1月9日、枢密顧問官を兼任す	
明治40年(1907)		9月21日、公爵陞爵	
明治42年(1909)		6月14日、韓国統監を免ず 同日、枢密院議長に任ず 10月26日、ハルビンにて死去	
明治44年(1911)	5月10日、維新史料編纂会顧問を命ぜられる		
大正3年(1914)	12月1日、臨時編修局総裁を命ぜられる		4月16日、第2次大隈重信内閣成立
大正7年(1918)	4月1日、皇典講究所長及び國學院大學長に就任す 11月4日、死去		

「土方久元履歴」(「土方久元関係文書」B-1、東京都立大学図書館所蔵)、春畝公迫頌会編「伊藤博文伝」下(統正社、1943年)、宮内庁編「明治天皇紀」巻1~12(吉川弘文館、1968~1975年)を基に作成した。

【表2】 土方久元宛て伊藤博文書簡 一覧表

翻刻番号	年代	曜日	西暦	記述法	史料名	所蔵館	史料番号	内容
1	明治(14)年4月17日	日	1881	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏1)	尚蔵館	SZK00863	
2	明治(14)年5月16日	月	1881	墨書	芳蘭帖(丙巻-16)	尚蔵館	SZK00863	
3	明治(14)年8月1日	月	1881	墨書	芳蘭帖(丙巻-19)	尚蔵館	SZK00863	
4	明治(15)年9月10日	日	1882	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏4)	尚蔵館	SZK00863	
5	明治(17)年1月9日	火	1884	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏2)	尚蔵館	SZK00863	
6	明治(18)年5月11日	月	1885	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏3)	尚蔵館	SZK00863	
7	明治(19)年9月6日	月	1886	墨書	芳蘭帖(丙巻-14)●	尚蔵館	SZK00863	
8	明治(19)年9月27日	月	1886	墨書	芳蘭帖(丙巻-15)●	尚蔵館	SZK00863	
9	明治(20)年6月22日	水	1887	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏6)	尚蔵館	SZK00863	
10	明治(20)年8月13日	土	1887	墨書	芳蘭帖(丙巻-18)	尚蔵館	SZK00863	
11	明治(21)年1月31日	火	1888	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏8)	尚蔵館	SZK00863	
12	明治(21)年2月3日	金	1888	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏5)	尚蔵館	SZK00863	
13	明治(21)年3月12日	木	1888	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏10)	尚蔵館	SZK00863	
14	明治(21)年4月27日	金	1888	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏11)	尚蔵館	SZK00863	
-	明治(21)年8月19日	日	1888	タイプ印刷	編修局・編修委員会／ 土方久元関係文書 明治 21-31年／昭和13年 編修局・編修委員会／ 土方久元関係文書 守屋荒 美雄所蔵	宮内公文書館	36516 32004	写本／〔帝国ホテル〕造築之経画有之、家具万端完備候迄には四五万円不足之趣に候処、不足之分、宮内省に而御加入相成候而は如何。洋人之来遊も増加する中には、宮内に而引受之賓客も不少旅館無之故を以、外来賓客を宿せしむる相当之旅館有之に於ては、延遠館再築も御急きの要なく、彼是御得策。
15	明治(22)年10月20日	日	1889	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏15)●	尚蔵館	SZK00863	
16	明治(22)年10月21日	月	1889	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏13)	尚蔵館	SZK00863	
17	明治(22)年10月22日	火	1889	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏12)●	尚蔵館	SZK00863	
18	明治(23)年4月11日	金	1890	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏14)●	尚蔵館	SZK00863	
19	明治(23)年10月5日	日	1890	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏9)	尚蔵館	SZK00863	
-	明治(24)年5月20日	水	1891	タイプ印刷	編修局・編修委員会／ 土方久元関係文書 明治 21-31年／昭和13年 編修局・編修委員会／ 土方久元関係文書 守屋荒 美雄所蔵	宮内公文書館	36516 32004	写本／天津事件／外務大臣之事は、魯公使之紛議有之に、種々責任論有之趣にて、厚被為尽聖慮度事、松方陰々総理を辞せんとするの内に付、山縣辭職之節の如く、可否容易に御決答有之候而は、将来一大事と奉存候、青木万一辭職之場合に到候へば、榎本之外、適任之人物有之の間布と奉存候。
20	明治(25)年5月27日	金	1892	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏7)	尚蔵館	SZK00863	
-	明治(28)3月27日	水	1895	タイプ印刷	編修局・編修委員会／ 土方久元関係文書 明治 21-31年／昭和13年 編修局・編修委員会／ 土方久元関係文書 守屋荒 美雄所蔵	宮内公文書館	36516 32004	写本／清国全権李鴻章の暗殺未遂事件／万国之悪感情を惹起する無疑事に有之、反之清国は与国之憐恤を求むるに好時機を得、影響之所及不容易と存候勅語は是非相願度、且皇后陛下よりも同様の御沙汰と何等頂戴物之御配慮あらんことを内願仕候。
-	明治(28ヵ)年8月14日	水	1895	墨書	憲政資料室収集文書 書簡の部	憲政	199-1	御沙汰書及び陳情書落手仕候。
-	明治(29)年3月24日	火	1896	墨書	憲政資料室収集文書 書簡の部	憲政	299-1	御揮毫二葉御持進、万謝。小生尊囑の拙筆未相認、違約之罪無所逃、其内拙揮可供貴覽。
21	明治(30)年2月16日	火	1897	墨書	芳蘭帖(乙巻-裏16)●	尚蔵館	SZK00863	

凡例 ・各館が所蔵する土方久元宛て伊藤博文書簡を時系列に列記した。
 ・所蔵館は次の通り略した。皇居三の丸尚蔵館：「尚蔵館」、国立国会図書館憲政資料室：「憲政」、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館：「宮内公文書館」
 ・本稿で翻刻しなかった他機関所蔵の書簡は、「内容」に本文の一部を抽出した。
 ・編修局・編修委員会「芳蘭帖五帳ノ内抜萃／大正・昭和写」(識別番号36843、宮内庁宮内公文書館所蔵)に抜粋された書簡は「史料名」に「●」を付した。

【表3】「芳蘭帖」通数一覧

	作成者	甲	乙	丙	丁	戊	計
1	伊藤博文	-	16	5	-	-	21
2	嘉仁親王	16	-	-	-	-	16
3	岩倉具視	-	-	12	-	-	12
4	山縣有朋	-	-	10	-	-	10
5	有栖川宮威仁親王	5	-	-	-	-	5
6	柳原愛子	-	5	-	-	-	5
7	伏見宮貞愛親王	4	-	-	-	-	4
8	松平慶永(春嶽)	-	-	-	4	-	4
9	有栖川宮熾仁親王	4	-	-	-	-	4
10	桂太郎	-	-	-	2	2	4
11	井上馨	-	-	2	-	2	4
12	勝安芳(海舟)	-	-	-	-	3	3
13	黒田清隆	-	-	-	3	-	3
14	後藤象二郎	-	-	-	3	-	3
15	東伏見宮嘉彰親王(小松宮彰仁親王)	3	-	-	-	-	3
16	典侍清子、典侍寿子	-	3	-	-	-	3
17	元田永孚	-	-	-	-	3	3
18	森寺邦之輔	-	-	-	3	-	3
19	浅野長勲	-	-	-	-	2	2
20	岩倉具定	-	-	-	2	-	2
21	閑院宮載仁親王	2	-	-	-	-	2
22	北白川宮能久親王	2	-	-	-	-	2
23	権典侍愛子	-	2	-	-	-	2
24	西園寺公望	-	-	2	-	-	2
25	西郷従道	-	-	-	-	2	2
26	佐野常民	-	-	-	-	2	2
27	三条西季知	-	-	-	2	-	2
28	穴戸璣	-	-	-	-	2	2
29	田中光顕	-	-	-	1	1	2
30	寺島宗則	-	-	-	-	2	2
31	松方正義	-	-	-	2	-	2
32	三島毅	-	-	-	-	2	2
33	水野丹後(内1通、中岡慎太郎・土方久元宛)	-	2	-	-	-	2
34	毛利元徳	-	-	-	-	2	2
35	安田老山	-	-	-	2	-	2
36	柳原前光	-	-	-	-	2	2
37	山岡鉄太郎(鉄舟)	-	-	-	-	2	2
38	秋月種樹	-	-	-	-	1	1
39	石田英吉	-	-	-	1	-	1
40	伊東巳代治	-	-	-	-	1	1
41	上野景範	-	-	-	-	1	1
42	大浦兼武	-	-	-	-	1	1
43	大木喬任	-	-	-	-	1	1
44	大谷光尊	-	-	-	-	1	1
45	楫取素彦	-	-	-	1	-	1

	作成者	甲	乙	丙	丁	戊	計
46	川上操六	-	-	-	1	-	1
47	川村純義	-	-	-	-	1	1
48	清浦奎吾	-	-	-	1	-	1
49	九鬼隆義カ	-	-	-	-	1	1
50	九条道孝	-	-	-	1	-	1
51	久邇宮朝彦親王	1	-	-	-	-	1
52	久保田讓	-	-	-	-	1	1
53	黒田嘉右衛門(清綱)	-	1	-	-	-	1
54	権典侍隆子	-	1	-	-	-	1
55	佐々木高行	-	-	-	-	1	1
56	四条隆平・高倉永祐	-	-	-	-	1	1
57	諸隊各中	-	1	-	-	-	1
58	品川弥二郎	-	-	-	-	1	1
59	曾根荒助	-	-	1	-	-	1
60	高崎正風	-	-	-	-	1	1
61	高嶋綱之助	-	-	-	-	1	1
62	武田秀山	-	-	-	-	1	1
63	伊達宗城	-	-	-	-	1	1
64	津軽承叙	-	-	-	1	-	1
65	寺内正毅	-	-	-	-	1	1
66	徳大寺實則	-	-	-	-	1	1
67	迂山人、道正(中岡慎太郎)	-	1	-	-	-	1
68	中御門経之	-	-	-	-	1	1
69	西村捨三	-	-	-	1	-	1
70	波多野奎吾	-	1	-	-	-	1
71	蜂須賀茂韶	-	-	-	-	1	1
72	東伏見宮依仁親王	1	-	-	-	-	1
73	福島安正(桂太郎宛)	-	-	-	1	-	1
74	本田親雄	-	-	-	-	1	1
75	松岡時敏	-	-	-	-	1	1
76	水本成美	-	-	-	-	1	1
77	壬生基修	-	-	-	1	-	1
78	吉川顕正	-	-	-	1	-	1
79	宮部鼎藏、山田十郎	-	1	-	-	-	1
80	森有礼	-	-	-	-	1	1
81	安養	-	-	-	-	1	1
82	野村靖	-	-	-	-	1	1
83	山内容堂(松平春嶽宛)	-	-	-	-	1	1
84	山尾庸三	-	-	-	-	1	1
85	黎庶昌	-	-	-	-	1	1
86	渡邊洪基	-	-	-	1	-	1
87	典侍清子、典侍寿子、権典侍愛子	-	1	-	-	-	1
88	不明	-	-	1	2	1	4
						計	202

書簡の配列順は、通数の降順とし、50音順とした。

基本的に台紙の表面に書簡が貼り付けられているが、乙巻のみ裏面にも伊藤書簡が貼付されている。概ね皇族、元勳、官僚などがグループピングされているが、書簡の寸法に合わせたためか、必ずしも人物や時系列に沿った配列順となっていない。

先述の嘉仁親王から土方に下賜された漢詩は本帖の甲巻に貼付されており、渡辺幾治郎監修の『明治・大正・今上聖徳録』によれば、「土方伯は、是等御下賜の御筆詩箋を、御宸翰と共に貼込み、それを『芳蘭帖』と称し、感激の念を此に留めてみました」とある(註5)。

また、大正三年(一九一四)三月二十日から約一か月にかけて、大正天皇の大札を記念して、岡山県の後楽園で催された「明治記念会」に、土方家から本帖全五帖が出品された。大正三年時点で土方は数え八十一歳を迎えていることから、本帖表紙の題箋の筆跡及び書簡類を帖冊に仕立てたのは、土方の手によるものと思われる。

具体的には、宸翰が展示された「貴賓館」(延養亭)では大正天皇の宸翰が「今上御宸翰」(本帖、甲巻)として出品され、幕末から明治の「名臣元勳等の遺墨記念品」を集めた「維新館」(鶴鳴館)では、元勳等の書簡が「明治諸大家の書翰」(本帖、乙〜戊巻)として出品された(註6)。

また、本帖は伝記編纂等に断片的に利用された形跡がある。宮内庁宮内公文書館に、本帖所収の書簡の内、閑院宮載仁親王一通、伊藤博文六通、山縣有朋一通、黒田清隆一通、岩倉具視一通、岩倉具定二通、高嶋鞆之助一通、計十三通を抜粋し、タイプ印刷で翻刻された写本が所蔵されている。この写本は「編修局・編修委員会」に分類されていることから、これら書簡が「明治天皇紀」編修の参考に供せられた可能性が高い【表2】(註7)。さらに、国文学研究資料館に、松平春嶽(慶永)四通及び渡辺洪基書簡一通の計五通を抜粋した透写本が所蔵されている(註8)。刊行された史料集として、『勝海舟全集』に勝海舟書簡一通の翻刻が収録されている(註9)。これら写本に収録された書簡は計十九通である。他に皇族や華族など伝記編纂等に利用された可能性があるが、本帖に収録されている書簡の大多数が新出史料と思われる。また、土方家から皇室に伝来した経緯についても詳細が不明のため、今後検討する必要がある。

二、解題

以下、本帖所収の伊藤博文書簡について、明治初年からの政治史に位置付けながら、その内容を分析してみたい。尚、本文については、末尾の翻刻を参照されたい。明治八年(一八七五)四月、漸次立憲政体樹立の詔により、立憲政体の在り方が模索される中、天皇の役割を重視した大久保利通は、天皇側近の元田永孚の進言もあり、青年君主・明治天皇の君徳補導の実効性を高めるため、同十年八月二十九日に侍補を設置した。一等侍補に、徳大寺実則(兼宮内卿)、吉井友実、そして土方久元(のちに佐々木高行が就任)、二等侍補に、元田、高崎正風、三等侍補に、米田虎雄、鍋島直彬、山口正定(のちに建野郷三)が就いた。同年の北陸東海両道御巡幸を通じて、天皇は節儉の意思を持つようになり、侍補らは天皇の思召を、翌十二年の政始の詔で具体化すべく政府に迫った。結果的に天皇の意思は詔ではなく、三つの被仰出書とされたが、天皇と侍補は道徳的価値観を以って一体性を強めた(註10)。大久保は宮中からの信頼が厚く、宮内卿への就任が構想されていたが、同十一年五月十四日、紀尾井坂にて暗殺された。大久保の地位を継いだのは、伊藤博文であったが、大久保に比べて急進的な欧化主義者と目されていたことから、道徳や節儉を重視する天皇と宮中派から警戒された。土方ら侍補グループは天皇に近侍する立場から「聖旨」を奉ずる形で、親裁体制の実効性を高めようと試みたが、教育関係を除いて、その成果はわずかであった(註11)。

明治十二年(一八七九)、宮中の政治的活性化を警戒した伊藤によって、侍補は廃止されたが、同十四年に、開拓使官有物払い下げ事件の波紋が民権運動に広がると、土方ら元侍補は、非主流派の谷干城ら四将軍派などを巻き込みながら、藩閥政府や民権運動に与しない中正党を形成して、天皇親政による国家統合を志向した(註12)。特に、土方は同郷の佐々木高行と共に、国会期成同盟の中心である土佐の立志社の動静を挙げて、伊藤ら政府の責任を追及した(註13)。同年四月十二日、佐々木、土方、伊藤の面談が内閣で行われ、伊藤は「甚だ困却」の様子で、「県令を呼び寄せ」る事を検討したが、「急漸主義」の件は、後日に持ち越された(註14)【書簡1〜2】は、高輪の伊藤邸での面談を調整したもので、佐々木も同席のことから、先述の「急漸主義」について話

し合われたと思われる。「急漸」は相反する語であるが、土方ら宮中派は急激な欧化政策に対して「漸」進主義の立場をとり、節儉と釣り合う程度のスピード感を重視した(註15)。「書簡1」では、「乍残念明日は御延引被下度」と伊藤の都合がつかず、面談は見送られたが、その一ヶ月後、改めて土方から「佐々木も帰京仕候に付一夕御閑談相伺度」と面談の再調整を願った。また土方書簡の後半に、土方が宮内少輔から内務大輔に転任するにあたり、「今般転任に付別而御教諭相願度」と、その相談を伊藤に打診したことが窺える(註16)。

【書簡2】で、伊藤は面談日時の再調整に応じたことがわかる(註17)。その後、「明治十四年の政変」では、伊藤は土方と情報を共有しながら宮中派の支持を取り付けて大隈追放に成功しており、【書簡1〜2】は、伊藤と土方が連携関係を深めていく萌芽として興味深い(註18)。

【書簡3〜5】は土方が内務大輔として、内務行政に携わっていた時期に該当する。明治十四年(一八八二)七月、西南戦争に起因するインフレーションを克服すべく、大隈、伊藤両参議は、登記税による収入確保を説いた「登記法取調ノ議」を太政官に建議した。【書簡3】は、土方内務大輔に対して、戸籍を統轄する日下義雄と省内の調整を依頼した書簡である。本書簡末文に「至急」とあるように、本書簡発出日のわずか三日後に、内務省から各局課に登記法取調掛を設置したことを達しており、財政の危急的狀況が窺える(註19)。

【書簡4】は、鳥取県書記官からの建議について太政官に上申することを伝えた書簡である。在欧中の伊藤に照会していることから、重要案件と思われるが、内容は判然としない。本書簡作成日の前後は地方官と府県会の対立など、地方行政をめぐって内務省内が混乱した時期に該当することから、何らかの関連性が推測される。【書簡5】は、伊藤が年始の横浜に外勤するにあたり、土方の都合を伺う書簡である。書簡冒頭、「極弊態欠敬恐悚之至」と土方に詫言を入れて記述があるが、本書簡発出二日前に、山縣有朋、山田顕義、松方正義らとの宴会が催されたことから、その席上での詫言であろうか(註20)。「銀行見分」の詳細は判然としないが、一時経営不振に見舞われた横浜正金銀行を指していると思われる。

明治十五年(一八八二)三月から約一年かけて、伊藤は憲法制定の主導権を

握るべく、ドイツやオーストリアで憲法調査を行い、その成果として、宮中や立法府から相対的に独立した行政の重要性を発見した(註21)。天皇の役割をめぐって議論が高まる中で帰国した伊藤は、土方ら宮中派を通じて天皇の同意を取り付けて、同十七年三月二十一日、自ら宮内卿に就き、宮中改革を主導した(註22)。

同年に勃発した朝鮮半島をめぐる甲申事変の事後処理では、伊藤は全権を務め、清国側全権李鴻章と交渉した。【書簡6】は、翌十八年天津条約の締結に伴い、同年五月二十三日、延遼館で催された伊藤ら全権団を慰労する宴に関する書簡である。伊藤は「廿日頃前後発途西京」のため、宴を欠席する可能性を仄めかしているが、実際に関西方面に出発したのは同月二十七日であったため、予定通り出席しようだ(註23)。

同十九年、伊藤は初代内閣総理大臣に就任したと同時に、引き続いて宮内大臣を兼任した。【書簡7】は、明宮(嘉仁親王)の教育御用掛について、土方に引き受けるよう促した書簡である。公家出身の嵯峨実愛が明宮の教育掛を務めていたが、体調不良により、その後任の選定が行われていた。天皇の思召もあり、土方は同年九月三日に教育掛に就任した。土族出身者は前例になく、その後任に同郷の佐々木高行が就いたことから、元侍補に対する明治天皇の信頼の厚さが窺える。【書簡8】は【書簡7】と同様に、明宮の教育掛に関する書簡である。天皇への拝謁に臨む土方に対して、伊藤は「御参内の節御対面にも如過日御拒絶無之様」と念押ししていることから、当初、土方は就任を固辞したことが窺える。

伊藤は宮内卿就任以来、天皇側に立って政府と調整し、また帝室制度調査局を設置して宮内省の法令整備や皇室の財政的基盤を構築するなど、宮中の行財政改革を通じて明治天皇や宮中との信頼関係を構築した。しかし、井上馨外相による外国人判事の登用や列強への法典通知をめぐり、法制官僚の井上毅図書頭は司法権や立法権への侵害と批判し始め(註24)、ほどなくして条約改正反対運動が政府内外で高まると、伊藤自身に関する「流言」も相まって、宮中内からも伊藤批判が開始された。土方も尾崎三郎ら三条実美グループの一員として、伊藤への批判を強めた(註25)。明治二十年(一八八七)七月二十六日、伊藤

は、宮中の反発を融和するため、土方を谷干城の後任として農商務大臣に起用した(註26)。「書簡10」は、農商務相に就任してから二週間ほど経過した時に
出され、土方は伊藤首相から農商務行政の引継説明を受けたと推察される。
「高嶋私邸」とは、伊藤が懇意にしていた高島嘉兵衛の邸宅を指す。

その後、政府批判は小康状態にあったが、同年八月、板垣退助が天皇に政府
批判を主とする上奏を行ったため、天皇が政局に巻き込まれることを危惧した
伊藤首相は、兼任していた宮内大臣の辞任を決意し、土方をその後任に据える
ことで、宮中の再活性化を抑えた(註27)。

そして、井上馨外相は条約改正交渉の失敗により、辞任に追い込まれ、ひと
まず伊藤が臨時代理を兼任した後、「書簡11」で伊藤は、新たに大隈重信を外
務大臣に登用する旨、土方官相に伝達した。「過日来御談申候大隈を外務大臣
に御登庸之議」とあるように、天皇が条約改正問題を憂慮していること、また
大隈登用が、来るべき伊藤から薩派の黒田清隆への政権禅譲との関連性を有す
ることから、事前に伊藤は土方との意思疎通を図っていたと考えられる。

かくして、明治二十一年(一八八八)四月三十日、伊藤は首相を辞任、その
後任に黒田が就いた。「書簡14」は、首相退任の三日前に出されたものであ
る。閣議で首相辞任が決定し、上奏が行われたが、天皇は直ぐに裁可しなかつ
たため、伊藤は「速に御裁可被為在候様」に土方に依頼すると共に、「万一未
発之間に漏洩彼是巷既に上り候様に而は、為国家不可然」と念押しした。その
後、天皇は伊藤の辞任を許す代わりに無任所大臣に近い形で内閣に列せしめた
(註28)。追伸に「明日より夏島え暫時罷越」とあるように、伊藤は同日付で枢
密院議長に転任し、憲法制定の総仕上げに取り掛かった。伊藤は土方官相を枢
密顧問官に兼任させ、さらに宮中派や反主流派を枢密顧問官に登用した戦略的
人事により憲法制定の支持を調達しようとした。その後、君主権に制限を加
えようとした伊藤とそれに反対する土方は論争を繰り広げたことで知られる
(註29)。

明治二十二年(一八八九)二月十一日、大日本帝国憲法が公布され、憲法の
運用段階に入ったところで、再び条約改正問題が政局を揺るがした。黒田首相
と大隈外相は、井上前外相による列強との一括処理方針とは逆に、個別交渉に

よってアメリカ・ドイツとの調印に成功し、その実績を基に、最難関のイギリ
スとの調印に持ち込みたい構えであった。しかし、大隈案の外国人裁判官が憲
法に抵触するため、大隈は「帰化法」制定で違憲論を回避し(後に内閣で修正
の上、枢密院に諮った)、イギリスに対して現行条約の廃棄も辞さない強硬な
態度を示した。また同年八月二日以降は、閣議に諮らず、情報管制を敷いたた
め、伊藤ら藩閥指導者は不信感を募らせた(註30)。伊藤らは条約改正の延期論
を検討し始め、外遊から帰国した山縣有朋内相に期待したが、山縣の態度は煮
え切らなかつた。本音では、黒田首相との対決を回避したい伊藤であったが、

西郷従道海相から黒田の強硬姿勢が伝えられ、ついに自ら枢密院議長の辞任を
決意した(註31)。「書簡15」は、この間の経緯を知らせる書簡で、「書簡
15」は、『明治天皇紀』に本文が掲載されている【図2】。枢密院議長を辞任す
る意思を固めた伊藤は、黒田首相に辞表を提出、十六日に静養先の小田原まで
黒田首相が出向き、「思止」まるよう「説諭」するも、伊藤は「如何共難致事
情に付」固辞した。条約改正交渉で窮地に立たされた黒田首相は、天皇の信任
が厚い伊藤を味方に付けて、この情勢を乗り切りたい思惑があった。また、天
皇も伊藤に期待するところが大きく、翌日に、続投の「聖諭」を徳大寺実則侍
従長に伝達させたが、伊藤は意思を変えず、辞表を捧呈する旨、土方官相に伝
えた(註32)。対する土方は「従来之経歴と識力等を以此結局を付るに非れば決
而他人の為し可得事に無之」と返書しており、土方も天皇の意を汲み取って慰
留に努めた(註33)。しかし、「書簡16」で伊藤は「縦令百回之御説諭を蒙候而
も一旦決心仕候上は不可」と辞任の意志は固く、三条実美内大臣に辞任の勅許
を願い入れた。伊藤に辞任を撤回する意思はないことを悟った土方は伊藤宛て
に「実に於迂生には遺憾不啻候得共、如此御決心之上は、明日更に及奏聞聖慮
可奉伺候」と天皇に取り次ぐことを承諾した(註34)。翌二十二日、「書簡17」
で伊藤は「病軀」を理由に、明治天皇に対し、「別紙」を認めて土方から天皇
に捧呈するよう依頼した。なお、本書簡に「別紙」は含まれていない。天皇は
「深く之を惜しみ」、同日に元田永孚を通じて、枢密院議長辞職の条件として、
宮中を離れないこと、重要案件の諮詢に応じること、国家有事の際は助けるこ
との三点を提示して伊藤に受け入れさせた(註35)。かくして、同年十月三十

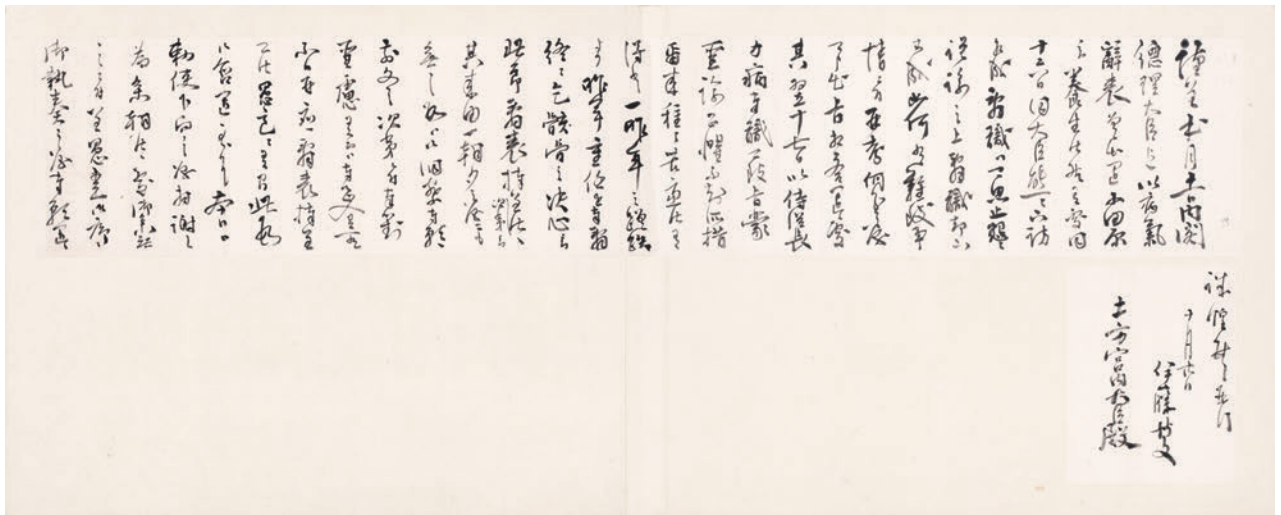


図2 【書簡15】明治(22)年10月20日(日)土方久元宛て伊藤博文書簡「芳蘭帖」乙巻より

日、伊藤は枢密院議長を辞職、宮中顧問官に転任した。

ここから書簡作成日の時期は前後するが、宮中関連の書簡を時系列に沿って紹介する。【書簡12】は、伊藤首相が山尾庸三法制局長官を井上毅図書頭に交代させ、井上の後任に九鬼隆一駐米公使を充てることを土方に伝えたものである。【書簡13】は、フランスに軍事留学中の閑院宮載仁親王をドイツ皇帝ヴィルヘルム一世の葬儀に差遣することの可否について、伊藤に意見を求めた際の返書である。伊藤は「主任大臣之専権有之」と外相の判断に委ねつつも、明治十四年(一八八一)三月の「魯皇崩御之節」(ロシア皇帝アレクサンドル二世を指す)では、葬儀に皇族を派遣せず駐露全権公使・柳原前光を特命全権大使の資格で差遣した事例を引き合いに、「必将来之例規と可相成重事」で、「我皇族之欧洲に在ると否とに不関」、「本邦より皇族を御派遣不相成ては、礼遇上自から親疎之別を表する」ことは避けられないと述べたが、結果的に政府は、前回のロシア皇帝の葬儀に則り、駐独特命全権公使・西園寺公望を特派大使として参列させた(註36)。

【書簡18】は、福沢諭吉への下賜金に関する書簡である。「伊東欽助」とは時事新報社員で福沢門下の伊藤欽亮を指し、同郷の伊藤博文とも気脈を通じていた(註37)。欽亮は慶應義塾の資金集めに協力したと思われ、博文を通じて土方宮相に金千円以上の下賜金を依頼した様子が窺える。本文末尾に欽亮が「再考」を促しており、期待した額でなかったようだ。欽亮は「金千円以上」を願う理由に、他校への下賜金と比較して「万一其比較を失し」たときは、「世間只其表面之額数僅少なるを以て、学校之等級を鄙しからしむるの虞なきにあらす」と訴えている。結果的に、欽亮の主張が容れられ、同二十三年七月十六日、福沢に金千円が下賜された。【書簡19】は、元老院議官四条隆平の処遇に関する書簡である。元老院が明治二十三年(一八九〇)十月二十日に廃止されるにあたり、四条は、その後の処遇について有栖川宮熾仁親王に相談し、親王から伊藤に相談が持ち込まれたようだ。その後の経緯は判然としないが、結果的に、四条は元老院廃止と同時に、錦鶏間祇候に仰せつけられた。

【書簡20】では、鉦山を政府専有から民間へと間口を広げた鉦業条例を御料鉦山に適用する可否か議論された様子が窺える。明治二十二年(一八八九)四

月一日、皇室財政の安定化のため、松方正義蔵相の主導で、佐渡・生野両鉱山が皇室財産に編入された。一方で同二十五年に農商務省は民間鉱業の資本主義的発展を促すため、鉱山への課税などを含めた鉱業条例の制定を進めていた。

伊藤は皇室経済会議の出席資格を有していたため、土方はこの鉱業条例を御料鉱山に適用する可否か、御料局主事の佐々木陽太郎を伊藤の下に遣わして「諮問」させたようだ（註38）。本書簡で、伊藤は「御所有鉱山に対し適法之処置を履行せしとの農商務省之立論は其当を得たるもの」と農商務省の鉱業条例適用案に賛成していたことが窺える。そもそも、土方官相は松方蔵相と共に、同二十一年に官有林を皇室財産に編入した経緯がある（註39）。そのため、収入の減少につながる御料鉱山への課税は反対であった。結果的に、宮内省と農商務省の協議によって、御料鉱山に鉱業条例は適用外となった（註40）。その後、同年八月に第二次伊藤内閣が成立すると、御料鉱山に鉱業条例が適用された。

明治三十年（一八九七）一月三十日、英照皇太后が崩御された。【書簡21】で伊藤は、英照皇太后の崩御を契機に、久邇宮朝彦親王の名譽を回復すべきことを説いている。まず本書簡が作成された経緯を押さえておきたい。前年二月、朝彦親王が亡くなった際に、伊藤は同親王の名譽回復を訴えていた。この最初の提議で土方は、「事實は誠に分明なる事に候得共、已に有罪にも非ず、青天白日之御身柄にて特赦を可受御事も無之、又当時之責任者を罰する事も不相成、此処分には殆ど困窮罷在候而取調中に御座候」と慎重に対応した（註41）。すなわち、その翌年に出された本書簡は、再度の提議となる。冒頭の「目賀田栄と面会」とは、親王に仕えた目賀田栄を指し、本書簡は、目賀田の働きかけで発出されたことが窺われる。幕末に公武合体派の頭目と目された朝彦親王は、尊攘派から敵視され、広島に蟄居を強いられた。伊藤は「全く冤罪なりしこと」であり、「愚考には皇太后陛下崩御減刑之赦典をも被為行、今日に於て故親王殿下の冤を雪くの御処置被為在候事」と土方に提案しており、伊藤は停滞していた親王の名譽回復を英照皇太后の崩御を契機に動かそうとした。また目賀田は同年四月の明治天皇京都行幸までに親王の「冤罪」を公表するよう土方に働きかけたが、結局宮内省はこの議論を中断し見送った。白石烈士は、朝彦親王の死去以来、親王の名譽回復について宮内省でも議論された

が、親王は維新後に皇族に復帰し、事実上赦免の状態にあつて、死去後に名譽回復することの整合性に苦慮したことを指摘する（註42）。

土方は明治二十年に宮内大臣に就任して、その在任期間は約十年に及んだ。明治三十一年（一八九八）二月九日、数え六十五歳を迎えた土方は、明治天皇に「閑地に就かんことを翼ひ」て官相を辞任、後任に同郷で図書頭の田中光顕を奏薦した（註43）。天皇からは前官の礼遇を賜り、官相辞任後も宮中の名譽職を歴任した。同三十二年（一八九九）四月二十八日には、「故朝彦親王殿下御行実編輯委員長」として、親王の御事績を統轄した。

おわりに

本稿で紹介した「芳蘭帖」は、皇族や元勳、そして文武官の書簡を主とし、幕末維新から明治期にわたって、政府・宮中の要職にあった土方久元の活動の一端が窺える貴重な史料群である。今回は最多通数の伊藤博文書簡（全二十一通）を全て翻刻の上、分析を行った。立憲政体における天皇の役割をめぐって対立した伊藤と土方であったが、明治十年代から三十年代における土方宛て伊藤書簡を通時的に見ると、互いの思惑が交錯しながらも、行政実務を通じて連携を深めたことがわかる。見方を変えれば、伊藤は土方を糸口に、対立する宮中派を取り込み、一方で土方は、天皇の信任を得つつあった伊藤の下で行政経験を積むことによって、互いの政治資産を築いたと言えよう。しかし、先に紹介したように、憲法制定過程の君主権問題や御料鉱山をめぐる課税問題では、必ずしも土方は伊藤に同調しておらず、その政策的帰結にどのような影響を及ぼしたのか、今後の課題である。

今回は伊藤書簡を紹介したが、今後も「芳蘭帖」の伝来及び所収書簡の分析を継続し、土方久元の専論を期したいと考えている。

〔謝辞〕

本稿執筆にあたり、千葉功氏（学習院大学）、白石烈士氏（宮内庁書陵部）からご助言を賜りました。ここにお名前を記して感謝申し上げます。

註

- (1) 渡辺昭夫「天皇制国家形成途上における「天皇親政」の思想と運動」(『歴史学研究』二五四、一九六一年)、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』(講談社学術文庫、二〇一二年、初出、一九九一年)、笠原英彦『天皇親政』(中公新書、一九九五年)など。
- (2) 伊藤の人的ネットワークは、伊東巳代治を筆頭に、出身母体である長州閥に留まらず、情報収集能力などに長けた人物が登用された(佐々木隆『伊藤博文の情報戦略』中公新書、一九九九年)六十頁。
- (3) 東京都立大学図書館が所蔵する土方久元関係文書は、日記を中心に、履歴書や証書など関係文書が約五〇〇点から成る。日記資料の内、明治十四年十一月二日(同日十九年三月三十一日)の写本が、宮内庁宮内公文書館に所蔵されている。この写本は、「明治天皇紀」の編修のために収集されたもので、他に土方久元宛ての書簡六十通を収録した写本を所蔵しているが、その内容は、本稿で紹介する「芳蘭帖」と重複しない。
- (4) 他に、少数ながら、『旧華族史料所在調査報告書本編4』に土方の関係史料が紹介されている。また、幕末期を中心とする回顧録や伝記がある。詳細は西川誠「土方久元」(『近現代日本人物情報事典』第一巻、吉川弘文館、二〇〇四年)、三三五頁を参照されたい。
- (5) 御聖徳普及会編『明治・大正・今上三帝聖徳録』(頌徳会、一九三三年)。
- (6) 『明治記念会出品目録』(山陽新報社、一九一四)、明治記念会編『明治記念写真帖』(山陽新報社、一九一四年)。
- (7) 編修局・編修委員会「芳蘭帖五帳ノ内抜萃ノ大正・昭和写」(識別番号三六八四三、宮内庁宮内公文書館所蔵)。本史料から本帖は「明治天皇紀」編修に用いられたと思われる、実際に、書簡の作成年を比定した付箋の一部に、宮内省臨時帝室編修局の深谷博治を指す「フカヤ」とペン書きがある。なお、公刊された『明治天皇紀』に「芳蘭帖」の表記は見当たらない。
- (8) 「芳蘭帖抄」(『越前史料』所収、国文学研究資料館所蔵)。越前松平家の伝記編纂に利用された可能性がある。
- (9) 勝海舟全集刊行会編『勝海舟全集』第二十二巻(講談社、一九八九年、六九四頁)。ただし、「芳蘭帖」の所蔵先は明記されていない(同上、『勝海舟全集』別巻、講談社、一九九四年)。
- (10) 西川誠『明治天皇と大日本帝国』(講談社学術文庫、二〇一八、初出二〇一一年)一四〇―一四一頁。
- (11) 前掲1、渡辺昭夫、四―十頁。
- (12) 前掲1、笠原英彦、一五四頁。
- (13) 前掲1、笠原英彦、一七六―一七七頁。
- (14) 佐々木高行、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』(東京大学出版会、一九七八年)一六二―一六三頁。
- (15) 前掲10、西川誠、一五〇頁。
- (16) 伊藤博文宛て土方久元書簡、明治十四年五月十六日作成(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第六巻、一九七八年)四四一頁。なお、土方が宮内少輔から内務大輔に転任した経緯については、宮内庁編『明治天皇紀』第五(吉川弘文館、一九七一年)三四一―三四二頁を参照されたい。
- (17) その後の佐々木宛て土方書簡によれば、同月二十二(二十三日)に面談が行われたようだ(前掲14、『保古飛呂比』第十巻、二四三、二四七頁)。なお、伊藤、土方、佐々木の三者会談は「土方日記」では確認できなかった。
- (18) 前掲14、『保古飛呂比』第十巻、三五二頁、三五三頁、前掲1、坂本一登、九十九―一〇一、一〇三頁、前掲2、佐々木隆、九十九頁。
- (19) 内閣記録局編『法規分類大全』第十一(内閣記録局、一八八九年)八六六―八七七頁、福島正夫「明治十五年の身分登記条例草案―大隈重信建議を発端として」(『早稲田法学』五十(三)、一九七五年三月)五十九―六十六頁。
- (20) 編修局・編修委員会「土方久元日記 明治十四・十一・二十二―同十九・三・三十一 下 大正十一年写」(識別番号三六五一五、宮内公文書館所蔵)明治十七年一月七日条。
- (21) 瀧井一博「文明史のなかの明治憲法」(講談社選書メチエ、二〇〇三年)。
- (22) 前掲1、坂本一登、一五二―一五八頁。
- (23) 前掲20、「土方久元日記」下、明治十八年五月二十三日条。なお、伊藤宮内卿の関西出張は、明治天皇の命で、侍従富小路敬直を伴って、京都御所や二条離宮の修繕及び正倉院の宝物保存について調査するためであった(前掲16『明治天皇紀』第六、四一五頁)。
- (24) 前掲10、西川誠、二三三頁。
- (25) 前掲1、坂本一登、二七八―二八〇、二八六、二八九頁。このように、宮中を巻き込んだ政局の混乱期を坂本氏は「明治二十年の危機」と呼称している。
- (26) 前掲1、坂本一登、二九六頁。
- (27) 前掲1、坂本一登、二九八頁。
- (28) 前掲16、『明治天皇紀』第七、五十二頁、前掲10、西川誠、二三三頁。
- (29) 前掲1、坂本一登、三三九―三四〇頁、三四四―三七七頁。また坂本は、伊藤は「反欧化主義」な政治文化状況にも対応し、国粹的な文脈に憲法を位置づけたことを指摘している(前掲1、坂本一登、三六二頁)。
- (30) 前掲2、佐々木隆、一四六―一四九頁。
- (31) 前掲2、佐々木隆、一五八―一六二頁。
- (32) 前掲16、『明治天皇紀』第七、三九七―三九八頁。また、伊藤博文関係文書(国立国

- 会図書館憲政資料室所蔵)に、【書簡15】の草案と思われる写し二通が含まれている(伊藤博文関係文書(その二)書類の部八、一七七、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (33) 伊藤博文宛て土方久元書簡、明治二十二年十月二十日作成、前掲16、『伊藤博文関係文書』第六卷、四四七頁。
- (34) 伊藤博文宛て土方久元書簡、明治二十二年十月二十一日作成、前掲16、『伊藤博文関係文書』第六卷、四四七頁。
- (35) 前掲16、『明治天皇紀』第七、三九八頁。
- (36) 前掲16、『明治天皇紀』第七、三二二―三三三頁。
- (37) 石河幹明『福沢諭吉伝』第三卷(岩波書店、一九三二年)、五八四頁。明治三十三年五月九日にも慶應義塾に金五万円が下賜されているが、本文中の伊藤欽亮はすでに時事新報社から日本銀行に転出しており、土方も宮相を辞任していることから、本書簡の年代は明治二十三年と比定した(同『福沢諭吉伝』第四卷、三三三―三四二頁)。
- (38) 伊藤博文宛て土方久元書簡、明治〇年五月二十六日作成、前掲16、『伊藤博文関係文書』第六卷、四八二頁。池田さなえ『皇室財産の政治史―明治二〇年代の御料地「処分」と宮中・府中』(人文書院、二〇一九年)一七〇頁。
- (39) 前掲16『明治天皇紀』第七、二四―二五頁。
- (40) 前掲38、池田さなえ、一八九―一九〇頁。
- (41) 伊藤博文宛て土方久元書簡、明治二十九年二月二十七日作成、前掲16、『伊藤博文関係文書』第六卷、四七〇頁。
- (42) 白石烈「久邇親王行末」の編纂と宮内省(国立公文書館編『平成三十年度アーカイブズ研修Ⅲ 修了研究論文』、二〇一九年)六一七頁。
- (43) 前掲16、『明治天皇紀』第九、三九〇頁。

翻刻

凡例

- ①本稿は、皇居三の丸尚蔵館収蔵「芳蘭帖」(管理番号SZK00863)に含まれる、土方久元宛て伊藤博文書簡を全て翻刻するものである。
- ②書簡の配列順は年月日順とし、紀年法は日本年号を用いた。
- ③旧漢字は常用漢字に、変体仮名は常用の平仮名に改めた。また、適宜句読点を補った。
- ④変体仮名や合成字は普通体ひらがなに改めた。(例)陳者↓陳は ち↓より
- ⑤明白な誤字には、「」を付して、正字を併記した。ただし、現在では誤りとされているが、当時の慣用的に用いられていた言葉は、そのままとした。
- ⑥人名は適宜「」を付して、併記した。
- ⑦天皇・皇族への敬意を示す闕字・平出は原則として再現しなかった。
- ⑧欄外に書き込みがある場合は、「[注記]」でその内容を記載した。

1 明治(14)年4月17日(日) 「芳蘭帖」乙巻―裏1

明日過般、桂紅葉館に而御集會に仕筈、過日御内話御座候處、明日は小石川水戸屋敷に園會有之、外國人に面會せざるを不得者有之、乍残念明日は御延引被下度、佐々木先生にも宣布御伝言可被下候。昨夕、杉へ面會仕度、仏行云々、承知仕候處、此儀に對而も別に少々御談合仕度儀有之、明日參朝之節、宮内へ御尋可仕候。勿々拝具

四月十七日

博文

土方先生

〔注記〕柱書に「明治十四年の分巻」と墨書あり。

2 明治(14)年5月16日(月) 「芳蘭帖」丙巻―16

尊簡拜誦。然は佐々木翁にも帰京に付、一同御閑話云々、敬承仕候。廿三四日之内、差支無御座候。御都合次第弊宅へ御拜駕被下候ては如何。小子高繩之草野は遠景之眺望随分、是悦心目申候。佐翁御談合可被下候。為其。勿々敬復

五月十六日

博文

土方賢台

3 明治(14)年8月1日(月) 「芳蘭帖」丙巻―19

此度、登記法被取設候、為如御承知、已に委員も御撰定相成候に付而は、内務省中戸籍局に而、右會議為相開候筈に御座候故、実地之都合、至急御取調相成度、委細之儀は日下義雄承知之儀に付、同人御呼出被下候而、御申合相成候へは、旁好都合に奉存候。為其。勿々拝具

八月一日

博文

土方大輔殿

至急

4 明治(15)年9月10日(日) 「芳蘭帖」乙卷―裏4

本邦恭鳥取県書記官提案之儀、御申越承知仕候。明日内閣に而上申案を作らせ候様可仕候。其為。勿々拝復

九月十日

博文

土方先生

〔注記〕柱書に「十五年 乙」と墨書あり。

5 明治(17)年1月9日(火) 「芳蘭帖」乙卷―裏2

朶雲拝読如諭、昼夜は御懇待に甘へ、極醉態欠敬恐悚之至、不悪御海容可被下座候歟。尤醉約を御半行不相成共、宣布候故、偏に御随意に思召被下度候。余日讓拝鳳候。勿々頓首。敬復

一月九日

博文

土方賢台

拝復

6 明治(18)年5月11日(月) 「芳蘭帖」乙卷―裏3

来二十三日、於延遠館賀宴を被催、小官も得列、其席での御厚情万謝之至に不堪、然るに小官廿日頃前後発途西京に出張仕度、若廿三日迄滞京有得は、難与候者栄大幸不過候。若又其前起程せは、欠席之事に思召可被下候。不取敢拝答候。勿々敬復

五月十一日

博文

土方先生

7 明治(19)年9月6日(月) 「芳蘭帖」丙卷―14

前日は辱来車鳴謝候。其節及御内話置候、明宮御輔翼之儀に付、今朝得拝謁詳悉事情及奏聞候処、叡慮に於ても貴官専任御担当可被仰付思食に有之候。近日御参勤相成候節、徳大寺御用掛之名義は相廃止、嵯峨は病氣に而兎角引籠居候に付、御用掛被免候様取斗可申候。就而は貴官御住居宮殿近辺に御移転不相成而は不都合と被存候。然は家屋有之候へは官舎に買上げ而も宣布候間、御穿鑿可被下候。他は讓拝晤。勿々不尽

九月六日

博文

久元殿

8 明治(19)年9月27日(月) 「芳蘭帖」丙卷―15

霖雨快晴御同慶之至に候。今朝得拝謁明宮御教育之緊要及賢台へ御依托御信任等之儀に付、事情を明析し詳細及上奏置候、御参内の節、御対面に而も、如過日御拒絶無之様、懇々申上置候。尚、御教育上に付、思食も被為在候節は、賢台被召出直接に御諭示被為在度、願上置候に付、御含置可被下候。尚亦、御氣付之事も有之候節は、何時にても無御遠慮御奏聞被下度候。為其。勿々頓首

九月二十七日

博文

土方久元殿

9 明治(20)年6月22日(水) 「芳蘭帖」乙卷―裏6

不順之時候に御座候処、先以御清適敬賀之至に奉存候。今日は折角之御懇命必参殿に仕、相樂居候処、兩三日前より荊妻不快に而甚困窮罷在候に而乍遺憾御断申上候間、不悪御海容可被下候。為其。勿々拝具

六月念二日

博文

土方賢台

拝啓

〔注記〕 柱書に「明治二十年六」と墨書あり。

10 明治(20)年8月13日(土) 「芳蘭帖」丙卷―裏18

炎暑之節、倍御清安不相交御多忙拝察仕候。昨日暫時帰京、一兩日中高島へ再遊之筈候処、在京中是非得拜鳳、農商務事務上に而御談合申置度、明朝に而も御差支無之候へは、高嶋私邸へ尊来相願はし間布候外、御都合次第、小生より参上候而も不苦、貴答次第に可仕候。 勿々頓首

八月十三日

農商務大臣殿

博文

11 明治(21)年1月31日(火) 「芳蘭帖」乙卷―裏8

唯今宮内省に而得拜晤度出頭候処、既御過出不能、其儀以書束及御内報置候得は、過日来御談申候大隈を外務大臣に御登庸之儀、内閣に於ても議論一決、本日午後内閣へ臨御之上、各大臣列席に而及奏上仰宸断候処、明一日午後拜命に御仰付筈に有之候間、此段御承知可被下候。右に而細縷之事情も入、御内閣置度候へ共、難尽筆頭之故、讓拜晤候。 勿々頓首

一月三十一日

宮内大臣殿

博文

12 明治(21)年2月3日(金) 「芳蘭帖」乙卷―裏5

過刻及御談示置候、山尾・井上交代之儀は、既に内閣へ持出置候処、九鬼よりは返答承知不仕候故、追て諾否相分次第可申上候間、其上御取斗可被下候。為其。 勿々頓首

二月三日

久元殿

博文

13 明治(21)年3月12日(木) 「芳蘭帖」乙卷―裏10

載仁親王を以、^{ツイルヘルム一世} 皇之葬儀に会同被仰付之議、熟考候処、外交之事、主任大臣之専権有之候故、既に協議相整候上は更に不須容喙候得共、嚮に^{アレクサンドル三世} 皇崩御之節には皇族之御代表無之、単に全権公使に命し、臨時大使之資格を以、会葬被仰付候先例に準し候時は、特に被加鄭重候事と相成候処、右等は固より、前後御商量之上に出候儀には可有之候得共、必将来之例規と可相成重事にして、大国之君主にして与我交際之所、関難作軽重場合に於ては、我皇族之歐洲に在ると否とに不関して、将来如斯大故に臨候而は、特に本邦より皇族を御派遣不相成ては、礼遇上自から親疎之別を表する形迹之不可避も難料に付、篤と御熟慮を被遂候上之事に有之度、他は何も氣付無之、此段不取敢御即答迄、 勿々頓首

三月十二日

宮内大臣閣下

博文

14 明治(21)年4月27日(金) 「芳蘭帖」乙卷―裏11

本日経閣議総理大臣更迭其外右異議無之に付、及上奏置候間、乍御迷惑、速に御裁可被為在候様、君前之処、宜布御取斗可被下候。万一未幾之間に漏洩彼是巷既に上り候様に而は、為国家不可然と奉存候、此段御願迄。 勿々頓首

四月廿七日

宮内大臣殿

博文

再内大臣には内務大臣参謁委詳可申入筈に候へ共、閣下よりも至急に相運候様内大臣御協議是祈候。小生は明日より夏島え暫時罷越、別件相運候迄は参朝不仕心得に有之候間、万事御前向、偏に御依頼申候也

15 明治(22)年10月20日(日) 「芳蘭帖」乙巻―裏15

謹呈 本月十一日、内閣総理大臣迄、以病氣辞表差出置、小田原に而養生仕居候処、同十六日同大臣態々下訪相成、辞職は可思止、懇々説諭之上、辞職却下相成、如何共難致事情に付、再考何分之儀、可申出旨相答置候処、其翌十七日以侍従長力病奉職可致旨蒙聖諭恐懼不知所措、爾来種々苦慮仕候得共、一昨年之蹉跌より昨年重任を奉辞、終に乞骸骨之決心に而、此節辞表捧呈仕候次第に而、其来由一朝夕之儀にも無之段は御洞察奉願候。前文之次第に付、奉対聖慮候而は奉恐入候得共、不日再応辞表捧呈可仕愚意に候間、此段御含置可被下候。本日は勅使下向之儀拝謝之為参朝仕候処、御参無之に付、呈愚書御序て御執奏之儀奉願置候。誠惶頓首。再行

十月廿日

伊藤博文

土方宮内大臣殿

16 明治(22)年10月21日(月) 「芳蘭帖」乙巻―裏13

昨日呈一封置候処、早速御答書被下鳴謝之至に候。去説小生此節辞職は縦令百回之御説諭を蒙候而も一旦決心仕候上は不可回之心底に有之候間、素志貫徹仕候様、偏に御高配奉願候。過刻三条内府へも願入置候間、被仰合、速に蒙勅許候様、懇祈之至に不堪候。此上予て御引留被下候時は乾死山中之外無之候。乍吉報、君何必期今日心事御諒察以禱候。草々。勿々再行

十月廿一日

博文

土方宮内大臣殿

17 明治(22)年10月22日(火) 「芳蘭帖」乙巻―裏12

拜啓、別紙辞表去十一日内閣総理大臣迄差出、上奏之儀及依頼置候処、懇諭之上却下相成、其後侍従長を以て、聖諭を蒙り、恐悚之至に奉存候得共、何分前途病軀を以て奉職之目的難相立候に付、更に閣下に御依頼、別紙捧呈仕度候間、宜敷御執奏被下度、不堪惘願之至候。恐惶謹言

十月廿二日

伊藤博文

土方宮内大臣殿

18 明治(23)年4月11日(金) 「芳蘭帖」乙巻―裏14

拜啓昨日御内談有之候、福沢へ下賜金之儀に付、既に同人方に而も内々承知仕候事と相見へ、今朝、時事新報に従事罷在候伊東欽助[※]来訪内願仕具候様、頻りに依頼仕候。趣意は金額之多少は固より、彼は申立候筋には無之候得共、是迄各種学校又は奨励会等へ既に下賜相成候金員大概千円に下らず。万一其比較を失し候時は、世間只其表面之額数僅少なを以、学校之等級を鄙しからしむるの虞なきにあらず、可相成千円以上之御評議は出来申間布哉。賢台へ及内願具候様申出候に付、御再考奉願候。早々頓首

四月十一日

博文

秦山先生

再伸 明日は會議に付小生も参朝、尚御直々尊慮相伺可申候。

19 明治(23)年10月5日(日) 「芳蘭帖」乙巻―裏9

四条隆平奉職願之儀、別紙之通、有栖川宮殿下より申来候処、右は侍従奉職懇願之趣、侍従長よりも及奏上候へ共、於陛下御許容不被為在為め遷延致、今日本人は頗苦情有之、如御詳知各省之奏任官は各大臣より奏請する訳にて、総理大臣之人選に係しものは至て僅にたるものに有之候可相成、宮内省中にて何れにか御登庸之道も有之候へは好都合に奉存候。尚宮殿下にも御協議被下度候。為其。勿々頓首

十月五日

博文

宮内大臣殿

20 明治(25)年5月27日(金)「芳蘭帖」乙巻―裏7

佐々木陽太郎を以、御諮問有之候、世伝御料以外之御所有物にして国税負担之儀は、当初経画之際より既に法理的不可道事を詳述仕置候に付、御記憶相成居候事と奉存候。此節鉱業条例実施に付、御所有鉱山に対し、適法之処置を履行せしとの農商務省之立論は、其当を得たるものと申候外無之候。道理上に於ては之を拒絶するの方案有之間布と存候。乍去實際上に於て、之を今日に実行せざる可からざる必要無にして、唯一の理論に拘泥して之を行はんとなれば、御協議次第当分遷延相成候共、左点之不都合有之間布歟、如何となれば御所有にして民省的之不動産又は動産に対し臣民の所有に属すれば、目下国税負担之義務不可免にて、帝室御所有之為に無税にて黙過せらるるもの数多可有之、必竟我国法上、是等之規定未だ御役立無之か為め、一般之議論も往々左支右吾を免かれざる事と存候。詳細は佐々木に申含置候に付、直に御聞取可被下候。為其。早々拜復

五月念七日

宮内大臣殿閣下

博文

証拠明確に相成候上は、可被為捨置儀に有之間布奉存候。御同感に候得は、御執奏相成候様仕度、書外尚讓拜光、早々拜具。謹言

二月十六日

秦山老伯閣下

博文

(よしざわなおゆき 当館学芸部管理・情報課研究員)

〔注記〕柱書に「明日参賀可仕候処、不参仕候故宜布御聞置奉願候」とあり。

21 明治(30)年2月16日(火)「芳蘭帖」乙巻―裏16

時下春寒料峭之処、聖上陛下益御昭穆被為涉奉恭祝、老台にも御清健御奉務大喪之大事も御都合能く無事平穩に被為涉、御安心之事と遙察仕候。陳者神戸に而目賀田栄に面会候処、故朝彦親王殿下、維新之際、被為蒙嚴譴、広島に謫居被仰付候始末、全く一時之嫌疑に出、當時有司之措置不得、其当之事蹟判明、今日に尚存生之諸士中、右事件に關係せし者よりも全く冤罪なりしことを証明せる者有之候故、承知仕候処、右は閣下に於ても事情詳細に御承知之由に付、愚考には皇太后陛下崩御減刑之赦典をも被為行、今日に於て故親王殿下の冤を雪くの御処置被為在候事、誠に好時機ならん乎存候。此事多少の物議有之乎は不存候得共、皇室の懿親にして冤枉の処置に被為罹、而して其事無根なりとの

本紀要の投稿原稿は、編集委員会において査読を経た審査をし、採用決定したものを掲載しています。掲載内容は、収藏品および館の業務に関わるものを題材とし、関連諸学（美学・美術史学、歴史学、考古学、博物館学、博物館教育、博物館情報、保存科学等）における研究、および上記以外の館の活動に関わる事業・事例等報告とします。

このうち、事業・事例等報告や調査概報については、査読はないものとします。

編集委員会

委員長

建石 徹
戸田 浩之
瀬谷 愛
五味 聖
高梨 真行

- 『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』中、作品名や作者、制作年などの表記は、紀要発行当時のものです。

- 『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』の著作権は独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。

- 『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』に掲載された文章や図版を利用する場合は、出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、当館ホームページ記載の手続きを行ってください。

尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要

第二号（通号三一号）

二〇二五（令和七）年度

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構

皇居三の丸尚蔵館

東京都千代田区千代田一―八

制作

株式会社アイワード

北海道札幌市中央区北三条東五―五―九一

翻訳

株式会社 Doshin EC

二〇二六年三月三〇日発行